

港区立亀塚公園等の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社グリーバル（以下「乙」という。）は、港区立亀塚公園等の管理運営に関して、令和2年4月1日に締結した「港区立亀塚公園等の管理運営に関する基本協定書」第31条の規定に基づき、「港区立亀塚公園等の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第30条第2項に規定する指定管理料の額は、年間202,580,714円（消費税を含む。）とする。

2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

対象期間	公園	児童遊園	支払額合計
第1四半期	22,641,226円	30,346,691円	52,987,917円
第2四半期	22,841,065円	29,590,445円	52,431,510円
第3四半期	19,539,787円	28,598,925円	48,138,712円
第4四半期	18,629,270円	30,393,305円	49,022,575円
合計	83,651,348円	118,929,366円	202,580,714円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月23日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井雅昭 印

乙 東京都港区芝公園一丁目12番7号
株式会社グリーバル
代表取締役 村木 孝 印